⑵　「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
イ　「納付税額」の欄には、法第37条の11の４第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年（施行令第25条の10の11第２項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下１において同じ。）に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の４第２項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第25条の10の11第９項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第37条の11の４第３項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。ロにおいて同じ。）の総額を控除した金額）を記載すること。
ロ　「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の４第３項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額の総額を記載すること。
⑶　「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
イ　「納付税額」の欄には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について法第３条の３第３項（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第８条の３第３項（同条第２項第２号に係る部分に限る。）、第９条の２第２項又は第９条の３の２第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額（法第37条の11の６第６項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除した金額）を記載すること。
ロ　「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の６第７項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、法第37条の11の６第６項の規定によりその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載すること。
⑷　源泉徴収選択口座内配当等について、法第９条の３の２第３項の規定により控除した同項各号に定める金額（以下⑷及び２⑷において「上場株式配当等控除額」という。）がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。
２　この計算書を「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等」の字句を抹消し、次のように記載すること。
⑴　「令和　　年（　　月）分」の空欄には、法第37条の14第５項第１号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」という。）につき同条第６項に規定する契約不履行等事由（以下２において「契約不履行等事由」という。）が生じた日の属する年及び月を記載すること。
⑵　「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
イ　「納付税額」の欄には、法第37条の14第８項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において法第37条の14第８項の規定により所得税を徴収すべき非課税口座に係る同項第１号に掲げる金額から同項第２号に掲げる金額を控除した金額（３において「契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額」という。）の総額を記載すること。
ロ　「還付税額」の欄には、記載を要しない。
⑶　「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
イ　「納付税額」の欄には、契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の８第１項の規定の適用がなかつたものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等（以下「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）について法第８条の３第３項（同条第２項第２号に係る部分に限る。）又は第９条の３の２第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。
(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の８第１項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等の額（３において「契約不履行等事由に係る配当等の額」という。）の総額を記載すること。
ロ　「還付税額」の欄には、記載を要しない。
⑷　契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の８第１項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等について、上場株式配当等控除額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

別表第七㈠の表の備考３及び備考４を削り、同表の備考５中「又は」を「若しくは」に、「合計額を」を「合計額又は契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額の合計額若しくは契約不履行等事由に係る配当等の額の合計額を」に改め、同表の備考５を同表の備考３とし、同表の備考６を同表の備考４とする。